都市機能の整った快適なまち推進懇話会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、逗子市総合計画に位置付けられた「安全で安心な、快適な暮らしを支えるまち」を 実現するため、都市機能の整った快適なまちの推進に関し、広く市民、関係者等の意見を聴取すること を目的に、都市機能の整った快適なまち推進懇話会(以下「懇話会」という。)を開催し、その運営につ いて必要な事項を定めるものとする。

(メンバー)

- 第2条 懇話会のメンバーは、次に掲げる者とする。
 - (1) 公募による市民
 - (2) 都市施設全般についての知識経験を有する者
 - (3) 住民自治協議会の推薦を受けた者
 - (4) 市関係各課の職員
 - (5) その他市長が必要があると認めた者
- 2 懇話会の参集の求めは市長が行い、同一の者に対して継続して求めるものとする。

(座長及び副座長)

- 第3条 懇話会に座長及び副座長を置き、メンバーの互選により定める。
- 2 座長は、懇話会の会議の進行、調整等を行う。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。 (協力の要請)
- 第4条 市長は、特に必要があると認めるときは、メンバー以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、 説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第5条 懇話会の庶務は、都市整備課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。